

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十九年四月一日から六月三十日までとする。

平成二十九年九月五日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
二件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
一 宮城県内陸部の宿泊業者（震災により施設が一部損壊、県内沿岸部からの宿泊客の減少により売上が減少）
二 茨城県の飲食業者（震災により店舗が一部損壊、一時営業停止等により売上が減少）
三 宮城県沿岸部の食品加工业者（津波による工場損壊のほか、機械・在庫が流出、一時営業停止により売上が減少）
四 宮城県沿岸部の自動車整備・販売業者（津波により事務所・工場・車両が流出）
五 岩手県沿岸部の自動車販売業者（津波により店舗・事務所・車両が流出）
六 宮城県沿岸部の倉庫業者（津波により倉庫が全壊、原発事故に伴う風評被害等により売上が減少）
七 宮城県沿岸部の宿泊業者（震災及び津波により設備が損壊、営業停止等により売上が減少）
買取りに係る債権の元本総額
二十七億二千五十六万円
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除 十四件、その他 六件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

六十一億二千二百六十四千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十六億五千五百七十七千円

7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗が全壊し、在庫等が流出）
 - 二 埼玉県の小売業者（岩手県沿岸部で営業していたところ、津波により商品が流出）
 - 三 千葉県の金属加工業者（津波により工場地の地盤が液状化、工場設備等が破損）
 - 四 宮城県沿岸部の建設業者（津波により県内営業所が全壊）
 - 五 宮城県沿岸部の広告代理業者（主要顧客の被災により売上が減少）
 - 六 岩手県沿岸部の自動車整備・販売業者（津波により工場及び設備が流出）
 - 七 宮城県沿岸部の教育・学習支援業者（震災により建物が損壊）
 - 八 福島県浜通りの広告代理業者（震災の影響に伴う広告需要の減少により売上が減少）
 - 九 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が全壊し、設備が流出）
- 対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
六千百三十万五千円